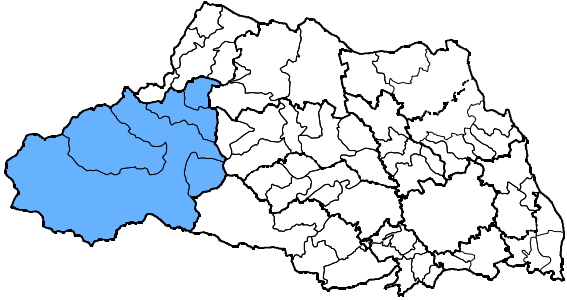


## 秩父保健医療圏

	<b>【圏域の基本指標】</b>		<b>【県値】</b>
	人口総数	101,648人	
	人口増減率（H22～H27）	△6.1%	[1.0%]
	年齢3区分別人口		
	0～14歳	12,000人（11.8%）	[12.6%]
	15～64歳	57,441人（56.6%）	[62.5%]
	65歳～	32,131人（31.6%）	[24.8%]
	出生率（人口千対）	6.1	[7.8]
	死亡率（人口千対）	14.6	[8.7]
保健所	秩父保健所		
圏域 (市町村)	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町		

(平成27年国勢調査データより)

## 救急医療（小児救急を含む）

### 【現状と課題】

秩父圏域では、病院群輪番制方式により二次救急医療が行われています。

しかし、昨今の病院における医師不足等を背景として、当初には7病院あった病院群輪番制参加病院はしだいに減少し、現在は3病院になっています。

一方において救急車による搬送件数は近年増加しており、また軽症患者の救急搬送による救急医療機関の負担も発生するなど、厳しい状況が続いています。今後も更に、輪番制を離脱せざるを得ない病院が生じることも懸念される所です。

このため、二次救急病院の負担軽減に向け、秩父郡市医師会の協力の下、平日夜間小児初期救急、二次救急輪番担当病院への医師派遣事業を実施するとともに、ちちぶ医療協議会の取組の中で、休日及び準夜帯の薬局開設、休日在宅歯科当番医開設等の支援を実施し、救急医療機関の負担軽減を図っています。また、医師会による休日診療所、在宅当番医制などによる初期救急医療体制を引き続き確保していくことや救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用の推進が求められています。

今後も地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、行政等の協力の下、圏域内で二次救急医療と小児初期救急医療の体制を堅持していく必要があります。

## 【施策の方向（目標）】

圏域内での救急医療体制の維持に向け、医療機関の医療従事者相互派遣を推進し、医療資源の有効活用を図ります。また、秩父郡市医師会の協力の下、小児初期救急医療体制や二次救急輪番担当病院への医師派遣事業を維持します。

ちちぶ医療協議会の取組や奨学金制度の活用など、様々な医師確保対策に取り組みます。また、救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用を推進します。

救急医療は地域住民の命を守る医療体制の要であり、中長期的な視野に立ち、将来も見据えた安定的な二次救急医療体制の確保を検討する必要があります。

## 【主な取組及び内容】

### ■医療従事者相互派遣による救急医療の負担軽減や診療交流の推進

救急医療の負担軽減や医療資源の効率的な活用を図るため、医療機関間での医師相互派遣や専門分野の診療交流などの医療連携を推進します。

〈実施主体：医療機関、医師会、市町〉

### ■診療所医師等による二次救急病院への支援

二次救急病院等において、平日夜間小児初期救急や休日二次救急を診療所医師が協力して行うことにより、医師不足にある二次救急病院を支援します。

〈実施主体：医師会、医療機関、市町〉

### ■救急医療等に従事する医師確保対策の推進

ちちぶ医療協議会において総合診療専門医養成に取り組み、地域の医療機関が連携して専攻医の受入を推進します。また、県及び秩父圏域における医学生修学資金貸付制度等の活用や、秩父圏域出身の医学部進学者のUターンを促進するなど、様々な医師確保対策に取り組みます。

〈実施主体：市町、医師会、医療機関、保健所〉

### ■救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用の推進

救急電話相談（#7119）などの普及・啓発により、急な病気やけがに対する県民の不安解消や軽症患者の集中による救急医療機関の負担を軽減するとともに救急車の適正利用を推進します。

〈実施主体：市町、医師会、医療機関、消防本部、保健所〉